

社会福祉法人馬天福社会 評議員・役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人馬天福社会(以下「法人」という。)の評議員、役員、評議員選任・解任委員、苦情処理第三者委員(以下「評議員・役員等」という。)の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 評議員・役員等の報酬
- (2) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員・役員等の報酬)

第4条 評議員が、理事会の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席1日につき5,000円を支給できる。

- 2 役員が理事長の招集に応じ理事会及びその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出席したとき、その出席1日につき5,000円を支給できる。
- 3 監事が定款第18条に基づき監査を行ったときは、1日につき5,000円支給する。
- 4 評議員選任・解任委員が理事会の招集に応じ評議員選任・解任委員会に出席したときは、その出席1日につき5,000円を支給できる。
- 5 苦情処理第三者委員が苦情解決責任者の招集に応じ、苦情処理解決委員会に参加したときは、その出席1日につき5,000円を支給できる。
- 6 同条2項及び3項の理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は、理事が240,000円、監事が90,000円を超えない範囲で同規程の支給基準に従って算定した額を報酬として支給する。

(評議員・役員等報酬の支払)

第5条 評議員・役員等報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(費用弁償)

第6条 評議員・役員等が第4条に定める職務以外のために出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償は、馬天福祉会旅費支給規程により支給する。

(記念品等)

第7条 役員及び評議員が、辞任若しくは死亡したことにより退任した場合、下記に基づき記念品等を贈る。

	基準額
在任期間 1年以上～3年未満	30,000円
在任期間 3年以上～5年未満	40,000円
在任期間 5年以上～10年未満	50,000円
在任期間 10年以上～15年未満	60,000円
在任期間 15年以上～20年未満	70,000円
在任期間 20年以上	80,000円

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成17年4月1日に制定し施行する。

この規程は、平成18年10月12日に改定し施行する。

この規程は、平成19年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成22年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成28年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

この規程は、令和元年6月19日に改定し施行する。